

○豊明市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則

平成8年3月28日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第76条の規定に基づく土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する手続について、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 法第76条第1項の規定に基づき、次に掲げる行為の許可を受けようとする者は、土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別表に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築又は改築若しくは増築
- (2) 土地の形質の変更
- (3) 移動の容易でない物件の設置又は堆積

2 前項の規定により市長に提出する申請書は、当該土地区画整理事業の施行者（以下「施行者」という。）を経由しなければならない。この場合において、申請書を受理した施行者は、当該許可申請に係る行為が当該土地区画整理事業の施行に及ぼす障害等について調査し、意見書（様式第2号）を添えて市長に送付するものとする。

(許可の手続)

第3条 市長は、土地区画整理事業施行上支障がないと認め、許可しようとするときは、土地区画整理事業地区内の建築行為等許可書（様式第3号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(標識の設置)

第4条 前条の許可を受けた者は、土地区画整理法第76条第1項許可標識（様式第4号）を、当該行為地の見やすい場所に設置しておかななければならない。

(取下げの届出)

第5条 第2条第1項の規定により申請した者は、当該申請を取り下げようと

するときは、取下届（様式第5号）を施行者を經由し、市長に提出するものとする。

（行為廃止の届出）

第6条 第3条の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る行為を廃止したときは、同条の規定により交付された許可書を添えて、行為廃止届（様式第6号）を施行者を經由し、市長に提出するものとする。

附 則（令和3年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

行為の種類	図面の種類	縮尺	明示すべき事項
建築物その他の工作物の新築又は改築若しくは増築	附近見取図		方位 施行箇所 道路その他の交通機関 目標となる土地建物（駅、停車場、公共建築物、河川湖沼等）
	配置図	50分の1から 600分の1の 範囲内	方位 地名 地番 敷地の境界線 敷地 内の申請に係る建築行為等及び既存の建 物等の位置 敷地に接する道路の位置及 び幅員
	平面図	50分の1から 200分の1の 範囲内	方位 各階の間取 各室の用途及び壁の 位置
土地の形質の変更又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積	仮換地ブロック図	200分の1か ら1000分の 1の範囲内	方位 地名 地番 敷地の面積 境界線 の距離 現況地目
	附近見取図		方位 施行箇所 道路その他の交通機関 目標となる土地建物（駅、停車場、公共建築物、河川湖沼等）
	配置図	50分の1から 600分の1の 範囲内	方位 地名 地番 敷地の境界線 敷地 内の申請に係る建築行為等及び既存の建 物等の位置 敷地に接する道路の位置及 び幅員
	縦横断面図	50分の1から 200分の1の 範囲内	土地の形質の変更の場合には、変更前後の 形態及び性質 移動の容易でない物件の 設置又は堆積の場合には、物件の名称
	仮換地ブロック図	200分の1か ら1000分の 1の範囲内	方位 地名 地番 敷地の面積 境界線 の距離 現況地目

様式第1号(第2条関係)

土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書

年 月 日

豊明市長 殿

申請者 住 所
(名称及び代表者氏名)
氏 名
電 話 — —

次のとおり建築行為等の許可をしてください。

行為の場所					
行為地の面積	平方メートル				
行為の種類	建築物 工作物	新築 の改築 増築	土地の形質 変更	移動の容易 でない物件	設置 の堆積
許可を受けようとする行為の概要	構	造			
	建築物等の面積		平方メートル		
	用		途		
工事着手 予定年月日	年 月 日		工事完了 予定年月日	年 月 日	
書類 経 由 欄	施 行 者		市		

様式第2号(第2条関係)

意見書

申請者の住所及び氏名(名称及び代表者氏名)					
行為の場所の所有者の住所及び氏名(名称及び代表者氏名)					
事業計画との関係の適否		都市計画道路	区画道路	公園緑地	その他の公共施設
申請書及び添付図面と現地の照合調査の意見		調査担当者			
参考事項	仮換地指定等	指定済(年 月 日予定)、設計済、設計準備中			
	用途地域等	用途地域	容積率	パーセント	建ぺい率 パーセント
事業施行の障害の有無					
認可条件等についての希望					
<p style="text-align: center;">年 月 日付けの申請についての意見は、上記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">土地区画整理施行者</p>					

様式第3号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

豊明市長

印

土地区画整理事業施行地区内の建築行為等許可書

年 月 日付けで申請のありました 土地区画
整理事業施行地区内の建築行為等は、土地区画整理法第76条第1項の規定により許可しま
す。

記

条 件

教示

- 1 建築行為等の行為地の見やすい所に、許可標識を設置してください。
- 2 この通知による処分について不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日
から起算して3月以内に豊明市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、その処分があったことを知った日から6月以
内に、豊明市を被告として(訴訟において豊明市を代表する者は豊明市長となります。)
提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁
決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第4号(第4条関係)

土地区画整理法第76条第1項許可標識	
許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
許可を受けた者の氏名 (名称及び代表者氏名)	
工事施行者の氏名 (名称及び代表者氏名)	
工 事 施 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで

20センチメートル以上

30センチメートル以上

様式第5号(第5条関係)

取 下 書

年 月 日

豊明市長 殿

申請者 住 所
(名称及び代表者氏名)
氏 名
電 話 — —

年 月 日付けで申請した行為を下記の理由により取り下げたいので、土地区
画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則第5条の規定により届け出
ます。

記

取下げの理由

様式第6号(第6条関係)

行 為 廃 止 届

年 月 日

豊明市長 殿

申請者 住 所
(名称及び代表者氏名)
氏 名
電 話 — —

年 月 日付け 第 号で許可を受けた行為を下記の理由により廃止したので、土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則第6条の規定により届け出ます。

記

廃止の理由